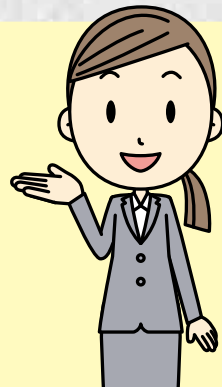


エネルギー・食料品等物価高騰 対策支援給付金 (3万円/1世帯) のご案内



受給には手続きが必要です

- エネルギー・食料品等物価高騰対策支援給付金 (1世帯あたり3万円) は、住民税均等割非課税世帯等を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり3万円

給付金の支給時期

大河原町が確認書(申請書)を**受理**した日から概ね**20日後**が目安です。

支給対象と申請の有無

～支給対象となる世帯～

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年1月2日
～6月1日までに
大河原町へ転入された方

基準日(令和5年6月1日)時点で大河原町に住所登録のある方は大河原町から確認書が届きます。
(要返送)

※課税状況が確認できない場合などは、申請書による申請が必要な場合があります。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要な場合があります。

大河原町の申請期間 **》** 令和5年7月14日(金)～令和5年11月17日(金)

※所得確認が出来た世帯は、大河原町から確認書が届きます。
(要返送)

申請書配布先 大河原町福祉課窓口、ホームページよりダウンロードなど

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

I

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から大河原町にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、大河原町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、大河原町に返送してください。



確認事項

- ① 記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ② 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



II

世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 課税照会し、令和5年度住民税均等割非課税であることが確認できた世帯には、順次確認書を送付します。
確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、大河原町に返送してください。
- 課税状況が確認できない場合などは、申請書による申請が必要な場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の “振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください!

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

大河原町福祉課
社会福祉係

1階 ⑤番窓口

☎0224-53-2115

受付時間

平日 8:30~17:15